七の四　ローカル５Ｇの無線局のうち陸上移動局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）

(1)　設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

(2)　設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

［八・九　略］

十　前条第二項第一号に規定する基地局

［(1)～(3)　略］

(4)　設備規則第四十九条の六の十二第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの（次号(9)及び(10)に掲げるものを除く。）

(5)　設備規則第四十九条の六の十三に規定する技術基準のうち基地局に係るもの（次号(13)及び(14)に掲げるものを除く。）

(6)　設備規則第四十九条の二十八に規定する技術基準のうち基地局に係るもの（次号(15)及び(16)に掲げるものを除く。）

(7)　設備規則第四十九条の二十九に規定する技術基準のうち基地局に係るもの（次号(17)及び(18)に掲げるものを除く。）

(8)　設備規則第四十九条の二十九の二に規定する技術基準のうち基地局に係るもの（次号(19)及び(20)に掲げるものを除く。）

十一　前条第二項第二号に規定する基地局

［(1)～(8)　略］

(9)　設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三項に規定する技術基準のうち基地局（ローカル５Ｇの基地局を除く。）に係るもの

(10)　設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第四項に規定する技術基準のうち基地局（ローカル５Ｇの基地局を除く。）に係るもの

(11)　設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第五項に規定する技術基準のうち基地局（ローカル５Ｇの基地局を除く。）に係るもの

(12)　設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第六項に規定する技術基準のうち基地局（ローカル５Ｇの基地局を除く。）に係るもの

(13)　設備規則第四十九条の六の十三第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第二項に規定する技術基準

(14)　設備規則第四十九条の六の十三第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三項に規定する技術基準

(15)～(18)　［略］

(19)　設備規則第四十九条の二十九の二第一項及び第六項に規定する技術基準

(20)　設備規則第四十九条の二十九の二第一項及び第七項に規定する技術基準

十二　前条第二項第三号に規定する陸上移動中継局

［(1)～(3)　略］

(4)　設備規則第四十九条の二十九の二に規定する技術基準のうち陸上移動中継局に係るもの

七の四　設備規則第三条第十五号に規定するローカル５Ｇの無線局のうち陸上移動局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）

(1)　設備規則第四十九条の六の十二第一項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

(2)　設備規則第四十九条の六の十二第二項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

［八・九　同上］

十　［同上］

［(1)～(3)　同上］

(4)　設備規則第四十九条の六の十二第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの

(5)　設備規則第四十九条の六の十三に規定する技術基準のうち基地局に係るもの

(6)　設備規則第四十九条の二十八に規定する技術基準のうち基地局に係るもの（次号(9)及び(10)に掲げるものを除く。）

(7)　設備規則第四十九条の二十九に規定する技術基準のうち基地局に係るもの（次号(11)及び(12)に掲げるものを除く。）

(8)　設備規則第四十九条の二十九の二に規定する技術基準のうち基地局に係るもの

十一　［同上］

［(1)～(8)　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

(9)～(12)　［同上］

［新設］

［新設］

十二　［同上］

［(1)～(3)　同上］

［新設］